

(年金制度)：オランダ年金基金に対する新規制の動向

オランダの年金基金が、概ね健全な財政を維持してきた原因の一つに、過去、厳格な財務規制を採用してきたことがある。1年以内の積立不足の解消とともに、十分なソルベンシー水準に達するまでの回復計画の策定を義務付けていた。導入が予定されるオランダの新年金法とリスク規制は、さらに国際的動向を先取りするものであり、今後の動向が注目される。

先月の巻頭言で紹介したように、オランダの新規制が注目されている。本稿では、オランダの企業年金の概要と年金財務規制導入の経緯を伝えることにしたい。

オランダの企業年金は、産業別に企業横断的に設立される「産業年金基金」と、大企業中心に設立される「会社年金基金」と、中小企業中心で生命保険会社が制度を引き受ける「直接保険制度」の3つのタイプがある。給付建て制度の他に、拠出建て制度もあるが、割合は15%とさほど大きくない。「産業年金基金」では、産業年金基金強制加入法に基づき、社会福祉大臣が認定した業種は強制加入となる。「会社年金基金」は、年金・貯蓄基本法(PSW)に基づき、DNB(オランダ中央銀行)による規制を受ける。従来はPVK(保険年金監督庁)がDNBに吸収合併されたため、これらの年金基金に対しては、年金受給権保護、不当差別の禁止、老齢年金・遺族年金支給の義務付け、理事会による運営、アクチュアリーによる定期的な財政検証など英米の類似の法規制がDNBの管轄となった。

代表的年金基金の給付設計は、加入資格が25歳(1~3年の待期間あり)、最終給与比例(退職前1~3年の平均給与)の終身年金で、公的年金(AOW)と合わせて40年で70%(年1.75%)の給付率の水準を確保するもので、さらに任意でインデクセーション条項が付いているのが一般的である。「直接保険制度」は年金・貯蓄基本法と保険産業監督法の両方の規制を受けるが、保険会社もDNBの規制下にあるため、「会社年金基金」と規制内容は整合的である。

さて、オランダの年金財政・運用の規制(根拠法はPSW)は、かつては非常に緩やかなものであった。1999年までの財政運営基準では、事前積立方式が義務付けられていたが、年金基金では、いわゆる「到達年齢方式による個人単位積立方式」が典型的であった。オランダでは(65-x)方式と呼ばれているが、通常退職年齢である65歳と制度加入年齢x歳の差の、据置期間の年金という意味である。責任準備金は通常、予定脱退率と予定昇給率は見込まず、予定利率4%で固定されていた。この方式を採ると、インフレ経済下では給与改定や増額に伴う後発債務が発生することになるが、これは社内の引当金計上でカバーすることが認められていた。ただ、当時は、市場金利が予定利率の4%よりかなり高かったため、後発債務は利差益で吸収され、大きな問題にはならなかった。

しかし、低金利時代が定着し、利差益が期待できなくなった1999年になると、保険年金監督庁は(65-x)方式を違法とする新規制を導入した。これには、積立不足で倒産し、約束した年金の支払いができなかったFokker航空やDAFトラックなどの事件が後押ししている。新規制では、10年間の経過期間を経た後は、年金資産は少なくとも責任準備金を上回るように

『十分に積み立てる』(fully-funded) が必要になった。さらに、最終給与比例の制度では掛金率の計算にあたって4%以内の昇給率を見込むことが可能であり、この場合も税制上の優遇措置が認められていたので、一部企業は昇給率を掛金に見込む動きも進んだ。

ところが、2003年1月から導入された新規制では、個人単位積立方式で計算される年金負債準備金(PPL; Provision for pension liabilities)及び「一般的リスク」に対応するPPLの5%相当額の合計が最低積立基準となった。そして、いかなる年金基金も、年金資産(時価)がこれを下回るときには、当局に報告し、3ヶ月以内に改善計画を策定し、12ヶ月以内に105%に回復する措置を講ずる必要がある。さらに、株式や債券などの運用リスク等に対する「準備金」(ソルベンシー・マージン)についても、未達成のときには、3ヶ月以内に改善計画を策定し、2~8年以内の回復措置を講ずる必要があるものとされた。それまで(65-x)方式を採用していた年金基金は、さらに別途の準備金の上乗せを要する。

さて、新・年金法と新規制 FTK (Financieel toetsingskader : Financial Assessment Framework) であるが、以下のように画期的な内容を含んでいる(2006年1月からの導入予定だったが準備期間が足りないため延期が伝えられている)。

年金債務を現実値(realistic value)で評価する。これは国際会計基準に関して議論されている公正価値を先取りして、オランダ当局が独自基準を作成したものである。

年金財務基準を、銀行のバーゼル の規制体系にあわせて3本柱とした。従って、年金基金の能力に応じ簡便法、標準的方法、内部モデル法を選択適用できる。標準的方法におけるリスク係数の主なものは図表1のとおりである。

図表1. 市場リスクと信用リスクのリスク係数

S ₁ : 金利リスク	期間別の掛率(1年~30年) 上昇 1.53~1.24 下落 0.65~0.81
S ₁ : ボラティリティ	金利オプション、年金債務の内在オプション 25%
S ₁ : インフレ・リスク	期待インフレ率×1.3
S ₂ : 株式/不動産リスク	(株式)成熟市場 25%、成長市場 30%/(不動産) 15%
S ₄ : 商品リスク	30%
S ₃ : 為替リスク	20%
S ₅ : 信用リスク	信用スプレッド×40%

短期的リスクと長期的リスクの両方に備えるため、ソルベンシー検証と継続性分析の2つのリスク管理手法を強制適用する。前者は、現在の債務超過の有無、および1年後の債務超過の確率が2.5%以下であることを要請し、後者は年金基金の政策のもとで今後15年間の将来ソルベンシーを見るものである。

1年以内に105%を回復する義務は2003年規制と同じだが、望ましいソルベンシーへの回復計画は15年間以内の達成に変更された。

このようにオランダの年金基金財政の悪化に伴い、年々、財政運営基準はより厳格化してきたが、世界的に見ると日本や英米と比較するとまだまだ財政的には健全である。それにもかかわらず、この時期にDNBはEU各国に先駆けて本格的な年金規制を導入することを決意したわけであり、この問題に対するオランダ政府の並々ならぬ意気込みが感じられる。(田中 周二)